

## JAマル得定期貯金規定

### 1. (預入資格)

JAマル得定期貯金(以下「この貯金」といいます。)は、以下に定めるお客さまに限りお預け入れできます

- (1) 給与の受取りを当組合ですでに開始されているお客さま
- (2) 当組合で新たに開始されるお客さま、もしくは給与の受取指定を当組合へ変更されるお客さま

### 2. (取扱店舗)

この貯金のお預け入れおよびお支払いは給与の受取りを指定している店舗に限ります。

### 3. (お預け入れ限度額)

預入資格のあるお客さま1人につき100万円を限度とします。

### 4. (お預け入れ貯金種類および貯金名義)

この貯金は期間1年のスーパー定期貯金(以下「スーパー定期1年もの」といいます。)とします。なお、この貯金は給与の受取りをされているお客さまの名義に限ります。

### 5. (少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用)

この貯金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。

### 6. (適用利率)

(1) この貯金は預入期間を通じて給与を当組合で受取る場合、この貯金は預入日のスーパー定期1年もの店頭表示利率に当組合所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て)によって計算し、この貯金とともに支払います。

- ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率
- ② 6か月以上1年未満 …………… 前記6の(1)の約定利率×50%

### 7. (預入期間を通じて給与の受取りがされない場合の対応)

(1) 通帳・証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの当該貯金金額に対応する店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。

(2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率についても前記8の(1)によるものとします。

### 8. (その他)

この規定に定めのない事項については、別途定めるスーパー定期貯金規定により取扱います。

以 上  
(令和4年4月1日現在)